

南九州市長 塗木 弘幸 殿
南九州市教育委員会教育長 有馬 勉 殿
南九州市議会議長 山下 つきみ 殿

南九州市監査委員 有水 秀男
南九州市監査委員 日置 友幸

令和 4 年度財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第 9 項及び第 10 項の規定によりその監査結果に関する報告書を提出します。

なお、同条第 14 項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

記

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の対象

財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

補助事業等は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、当該団体の事務及び当該団体に対する市の事務が、関係法規、財務関係規則等に基づき適正に執行されているかなどの点に主眼を置き実施した。

監査にあたっては、提出された資料に基づいて関係職員から説明を聴取して実施するとともに、預金通帳等で補助金の受け入れ状況等の確認も行った。

6 監査の実施場所及び実施日程

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 実施日程

令和4年11月10日	老人クラブ運営費補助金 (長寿介護課)
	文化協会活動事業補助金 (社会教育課)
	茶業振興事業補助金, 茶出品対策事業補助金 及び茶消費拡大特別対策事業補助金 (茶業課)
	体育協会事業補助金 (保健体育課)

7 監査の結果及び意見

財政援助団体等への補助金等交付事務は、南九州市補助金等交付規則等に基づき、概ね適正に執行されており、交付の目的は事業の実施に向けた補助と、団体からその下部組織である各支部及び各部会等への運営費及び活動費としての補助である。

所管課においては、財政援助団体等の事業の実施状況や用途等を随時把握し、補助金の効果を確認するとともに指導監督を適切に実施していただきたい。

また、補助対象経費、補助金の算出方法・算出基礎が適切であるかを再度確認し、必要な見直しを行っていただきたい。

後述する指摘事項のうち、改善、検討の必要があると認められたものについては、市にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

今後とも所管課と財政援助団体等が連携を密にし、補助事業の所期の目的達成に向け取り組んでいただきたい。

(1) 南九州市ゴールドクラブ連合会

・老人クラブ運営費補助金

(概要)

老人クラブ運営費補助金は、市内のゴールドクラブの運営費の一部を助成することにより、老人クラブの健全育成と円滑な活動を図り、統合された組織としての体制強化に努め、高齢者福祉の向上に寄与することを目的にしている。

令和3年度交付額	交付先	所管課
3,403,059円	南九州市ゴールドクラブ連合会	長寿介護課

(指摘事項)

老人クラブ補助金は、南九州市ゴールドクラブ連合会で受入れ、その一部を支部の各町ゴールドクラブ連合会に運営費として補助している。

市ゴールドクラブ連合会及び各町ゴールドクラブ連合会の収支決算書においては、繰越金の考え方等を整理していただきたい。

(2) 南九州市文化協会

- ・南九州市文化協会活動事業補助金

(概要)

文化協会活動事業補助金は、南九州市文化協会による文化振興の目的を達成するため、支部組織運営による各活動の立案や開催及び組織育成を図ることを目的としている。

令和3年度交付額	交付先	所管課
652,000円	南九州市文化協会	社会教育課

(指摘事項)

特に指摘する事項はない。

(3) 茶業振興会

- ・茶業振興事業補助金

(概要)

茶業振興事業補助金は、茶業振興会の中心団体である茶工場を中心とした組織の連携と活動の強化により、健全な産地育成や銘柄確立に寄与することを目的としている。

令和3年度交付額	交付先	所管課
570,000円	南九州市茶業振興会	茶業課

(指摘事項)

茶業振興会の令和3年度収支決算書について、当初予算額を超えて支出されている費目がある。当初予算額に不足が生じる場合は、補正予算により対応するなど適切な予算執行や決算となるよう検討していただきたい。

- ・茶出品対策事業補助金

(概要)

銘柄確立は品評会事業に負う所が大きいことから、品評会事業に積極的に取り組み、上位入賞による地位確保と生産技術の向上を図り、地域経済の浮揚に寄与することを目的とする。

令和3年度交付額	交付先	所管課
3,538,000円	南九州市茶業振興会	茶業課

(指摘事項)

特に指摘する事項はない。

・茶消費拡大特別対策事業補助金

(概要)

茶消費拡大特別対策事業補助金は、リーフ茶の消費の落ち込みなど厳しい茶業情勢が続く中、生産体制の強化や消費者ニーズに対応した茶づくり等による付加価値の向上など、知覧茶の更なる消費拡大及び茶業発展に努め、知覧茶ブランドの向上及び茶業経営の安定向上を推進することを目的としている。

令和3年度交付額	交付先	所管課
2,700,000円	南九州市茶業振興会	茶業課

(指摘事項)

収支精算書において、当初予算額を超えた精算となっている。

今後は、当初予算額に不足が生じる場合は、補正予算により対応するなど適切な予算執行や決算となるよう検討していただきたい。

(4) 体育協会

・体育協会事業補助金

(概要)

体育協会活動を促進し、各地区公民館体育部との連絡調整を図るとともに、各種競技団体の育成を図り、市民の体力・健康の向上とスポーツ精神を養い、生涯スポーツの推進と市民の親睦を図ることを目的としている。

令和3年度交付額	交付先	所管課
2,700,000円	南九州市体育協会	保健体育課

(指摘事項)

特に指摘する事項はない。